

福祉事業者運営継続支援各種交付金の申請手続き等に係る Q&A

種別	問い合わせ内容	回答
運営継続・休業	「実施する地域貢献活動」とは、新たな取組みが必要なのか。既存の取組みでは認められないのか。	地域貢献活動については、既存の取組みでも交付金の申請は可能です。
運営継続	「収入額がわかる書類」とは何を添付すればよいのか。	<p>兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」）から事業者へ支払われる介護報酬等で減収幅を確認しますので、国保連から送付される<u>介護給付費等の支払決定通知等の写し</u>を基準月・対象月それぞれについて添付してください。</p> <p>なお、対象月を「令和2年6月」とする場合（令和2年4月サービス提供分）などで、早急に申請したいが添付書類が揃わない場合については、個別に相談に応じます。</p> <p>また、移動支援事業などの地域生活支援事業については、給付費が記載された帳簿や通帳の写しを添付してください。</p>
濃厚接触者等へのサービス提供	「概ね1週間に1回以上のサービス提供」とは、具体的にどの程度サービスを提供すればよいのか。	<p>【濃厚接触者へのサービス提供の場合】 濃厚接触者の健康観察期間は14日間とされていることから、<u>期間中に概ね1週間に1回以上のサービス提供を行った場合に、交付対象となります。</u></p> <p>【感染者へのサービス提供の場合】 感染者の内、自宅等で療養している軽症者及び無症状病原体保有者へのサービス提供を想定しています。</p> <p>回復の基準として、2回続けてPCR検査で「陰性」となる必要があることから、<u>サービス提供の依頼があった日から2回目のPCR検査で陰性となった日までの期間に、週1回以上のサービス提供を行った場合、交付対象となります。</u></p>

濃厚接触者等へのサービス提供	法人内の複数のサービス種別で同一の濃厚接触者等にサービスを提供した場合、交付金は事業所ごとに交付されるのか。	濃厚接触者等サービス提供応援交付金については、交付金の申請手続きは法人単位となりますが、交付金の算定については事業所ごとに行うため、法人内で複数のサービスで同一の濃厚接触者等へサービスを提供した場合は、事業所ごとに1万円を算定します。
濃厚接触者等へのサービス提供	添付書類の「サービス提供の記録の写し」とは、具体的に何を提出すればよいのか。	<p>【介護保険サービス事業所】</p> <p>以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書（第1表） ・居宅サービス計画書（第2表） ・週間サービス計画表（第3表） ・各サービス計画書 ・サービス提供の記録 <p>なお、サービス提供の記録については、利用者の押印または署名があるものを提出してください。</p> <p>【障がい福祉サービス事業所】</p> <p>サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、時間などを記録しているものを提出してください。</p>
濃厚接触者等へのサービス提供	申請書兼請求書の「5 請求内訳書」のサービス提供期間はどのように記載すればよいのか。	<p>例えば、5月の1か月間に2回サービス提供を行った場合、サービス提供期間は「5月1日~5月31日」と記載し、提供日数は「2日」と記載してください。</p> <p>なお、5月に1回、6月に2回など月をまたいでサービス提供を行った場合には、上記を参考に月ごとに記載してください。</p>
共通	交付金はいつ交付されるのか。	申請書を受け付けてから（記載事項と添付書類の確認が完了した状態）、1か月以内に交付します。

共通	申請書は窓口へ持参しなくてはならないのか。	窓口へ持参していただいても構いませんが、感染症拡大防止の観点から、申請書類はなるべく郵送で提出してください。
----	-----------------------	--

(6月10日追加)

種別	問い合わせ内容	回答
共通	交付金は法人税において課税対象になるのか。	法人における収入となり、原則として課税対象と考えられます。詳しくは、税理士、もしくは税務署へご確認ください。
運営継続・ 休業	交付金の対象となる事業所が複数ある場合、申請書は複数必要か。	法人として申請していただければ結構です。対象となる事業所のうち、1事業所の情報を記載の上、ご提出ください。